

令和8年度 年間保険料算定例

(医療分) 被保険者均等割額=64,931円 所得割率=11.51%

(子ども分) 被保険者均等割額=1,373円 所得割率=0.24%

後期高齢者単身世帯、収入は年金のみの場合

年金収入額		153万円	168万円	198万5千円	224万円	300万円
所得額		43万円	58万円	88万5千円	114万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等		0円	15万円	45万5千円	71万円	147万円
被保険者均等割額の 軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	/
医療分	所得割額①	0	17,265円	52,370円	81,721円	169,197円
	軽減後の被保険者均等割額②	18180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
子ども分	所得割額③	0円	360円	1,092円	1,704円	3,528円
	軽減後の被保険者均等割額④	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
保険料総額 (円) ①+②+③+④		18,591円	36,216円	86,613円	136,467円	239,029円

後期高齢者夫婦二人世帯、収入は年金のみの場合

年金収入額	夫	153万円	168万円	229万円	280万円	300万円	
	妻	83万円	83万円	83万円	83万円	83万円	
所得額	夫	43万円	58万円	119万円	170万円	190万円	
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	76万円	127万円	147万円	
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	
被保険者 均等割額の 軽減割合	夫	7割軽減		5割軽減	2割軽減	/	
	妻	7割軽減		5割軽減	2割軽減	/	
医療分	所得割額①	夫	0円	17,265円	87,476円	146,177円	
		妻	0円	0円	0円	0円	
	軽減後の被保険者均等割額②	夫	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
		妻	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
子ども分	所得割額③	夫	0円	360円	1,824円	3,048円	
		妻	0円	0円	0円	0円	
	軽減後の被保険者均等割額④	夫	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
		妻	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
保険料総額 ①+②+③+④	夫	18,591円	36,216円	122,451円	202,267円	239,029円	
	妻	18,591円	18,591円	33,151円	53,042円	66,304円	
	合計	37,182円	54,807円	155,602円	255,309円	305,333円	

妻の年金収入額83万円は、基礎年金額を例としています。